

昭和二十五年二月十日受領  
答 弁 第 二 一 五 号

(質問の 二二五)

内閣衆質第一号

昭和二十五年二月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員並木芳雄君提出機帆船用燃料対策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出機帆船用燃料対策等に関する質問に対する答弁書

一 政府としても機帆船事業に対する燃料油の大幅削減は、日本の産業経済に重大なる影響を及ぼすことはいままでもないので、機会あるごとに関係方面に対してこれが増配方の懇請を続けてきたが、未だその成果の見られないことは誠に遺憾である。

なお、燃料油削減に伴い、失職を余儀なくされた船員に対しては、地方所在の十九公共船員職業安定所をして、大型船その他に就職あつせん<sup>あつせん</sup>の労を採つてきたが、今後も求人及び求職者がより一層積極的に公共船員職業安定所を利用するよう勧奨する考えである。又業者救済の一方法として、代用燃料対策を研究中であつて、早急その具体化を期している。

二 重油類の早期の統制解除は、政府としても望むところであるが、輸入重油のうち商業資金によつて輸入せられる予定になっているものはタラカン重油三、〇〇〇軒のみで、他は依然対日援助資金によつて賄われており、目下の情勢では国内消費の統制解除は困難と考える。

右答弁する。